

規制の事前評価書（金融庁）

1. 政策の名称

一般法人化した一定の旧特例民法法人に対する貸金業法上の適用除外の延長

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

3. 評価実施時期

平成 24 年 1 月 6 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

（1）現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

【現状及び問題点】

現行法令上、貸付事業を行う特例民法法人は、公益法人等に関する経過措置として貸金業法の適用除外とする特例が認められているが、当該法人が一般法人化し、引き続き貸付事業を行う場合は、貸金業法の適用対象となることとされている。こうした貸付事業の中には、資金需要者等の利益を損なうおそれがないものも含まれており、経過措置の終了後、そうしたものに対し貸金業法の規制をかけることで、必要以上の負担が発生するおそれがある。また、その負担のため、貸付事業の継続が困難な者が出てくることにより、資金需要者への資金供給に支障を来すおそれがある。

【目的及び必要性】

上記問題に対応するため、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる一定の特例民法法人については、一般法人化した後においても、引き続き貸金業法の適用除外とする必要がある。

（2）法令の名称、関連条項とその内容

貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第 20 条（特例民法法人の適用除外に係る経過措置）

（3）規制の新設又は改廃の内容

【内容】

資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる以下の種類の貸付事業を行う特例民法法人について、一般法人化した後においても引き続き、貸金業法の適用除外とする。

1. 国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員が構成する団体
2. 一の会社等の役員又は使用人が構成する団体
3. 無利息の奨学金貸付けを行う団体

これは、1・2の類型については、既に貸金業法上適用除外となっている従業員貸付け（企業内の雇用関係に基づく管理を前提としたもの）に類するものとして考えられること、3の類型については、既に貸金業法上適用除外となっている公益法人（公益性の高い事業を行うもの）に類するものと考えられることから、これらの法人の貸付けは資金需要者の利益を損なうおそれがないと認められることを踏まえたものである。

5. 想定される代替案

適用除外とする対象を上記類型1・2の法人のみとして、類型3の法人を適用除外の対象からはずす。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

（1）遵守費用

① 本案

今回の措置により引き続き適用除外対象となる法人（類型1～3）において、貸金業の登録義務や貸金業務取扱主任者の設置義務等の規制がかからないことから、これらを実施するための費用が減少する。

② 代替案

上記類型1・2の法人においては、貸金業法の適用除外となることから本案と同様、貸金業の登録義務等に係る費用は減少するが、上記類型3の法人においては、貸金業の規制がかかることから、その部分の費用は減少しない。

（2）行政費用

① 本案

今回の措置により引き続き適用除外対象となる法人（類型1～3）については、貸金業の規制がかからないことから、国・都道府県において、これらの法人の貸金業の登録審査等に係る費用が減少する。

② 代替案

国・都道府県において、上記類型1・2の法人の貸金業の登録審査等に係る費用は減少するが、上記類型3の法人については規制がかかることから、その部分の費用は減少しない。

(3) その他の社会的費用

① 本案

上記類型1・2の法人は、既に貸金業法上適用除外となっている従業員貸付け（企業内の雇用関係に基づく管理を前提としたもの）に類するものとして考えられること、上記類型3の法人は、既に貸金業法上適用除外となっている公益法人（公益性の高い事業を行うもの）に類するものと考えられることから、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められ、今回の措置により、これらの法人が貸金業法の適用除外となっても、特段の社会的費用は発生しない。

② 代替案

上記類型1・2の法人については、上記のように資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められることから、特段の社会的費用は発生しない。

一方、上記類型3の法人については、貸金業法の規制がかかることから、当該法人において貸金業の登録等に係る負担が発生し、その負担から、当該法人が貸付事業の継続が困難となり、無利息奨学金を必要とする学生等への資金供給に支障を来たすという、社会的費用が発生するおそれがある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

今回の措置により引き続き貸金業法の適用除外対象になる法人（類型1～3）は、規制を受けないことから、負担が発生することなく、当該法人による貸付けが行われ、資金需要者に対する資金供給が実現される。

② 代替案

今回の措置により引き続き貸金業法の適用除外対象になる類型1・2の法人は、規制を受けないことから、負担が発生することなく、当該法人による貸付けが行われ、資金需要者に対する資金供給が実現される。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

(1) 費用と便益の関係の分析

本案については、遵守費用及び行政費用が減少する上、必要以上の規制によって法人（類型1～3）の負担が発生することなく、資金需要者に対する資金供給が実現されるという便益が発生することから、本案による措置は適当と考えられる。

(2) 代替案との比較

代替案においては、本案と比較し、類型3の法人の貸金業登録に係る遵守費用及び行政費用が発生する上、資金需要者等の利益を損なうおそれがない無利息奨学金の貸付けが困難となり、学生等への資金供給に支障をきたすという、看過することができ

ない社会的費用が発生するおそれがある。さらに、規制の便益も、本案が代替案を上回る。

以上を勘案し、本案の方が適当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

特になし

10. レビューを行う時期又は条件

改正後の規定の実施状況について検討を加え、資金需要者等の利益の保護の観点から必要があると認められるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。